

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成21年7月14日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市三津字大 浜ノ二1145外31 筆 (12,821平方メ ートル)	砂（65,893立 方メートル）	平成21年6月6日 から平成22年6月 5日まで	平成21年6月5 日
有限会社フォ ワード 代表取締役 郵 上 修	鳥取市湖山町 北四丁目701	鳥取市気高町八 束水字短尾2707 -162外4筆 (7,842平方メ ートル)	砂（17,144立 方メートル）	平成21年6月30日 から平成22年6月 29日まで	平成21年6月30 日